住宅用家屋証明申請書記載要領

１．｛　｝の中は、（イ）又は（ロ）のうち、該当するものを○印で囲んで下さい。（イ）を○印で囲んだ場合は、さらに（a）から（f）のうち該当するものを○印で囲み、（ロ）を○印で囲んだ場合は、さらに（a）又は（b）のうち該当するものを○印で囲んで下さい。

２．「申請者の居住」の欄は、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲んで下さい。

※住民票の転入手続きを済ませている場合は、「（１）入居済」を○印で囲んでください。

※「（２）入居予定」である場合、別途「申立書」又は「入居見込み確認書」（いずれも原本）の提出が必要となります。

３．「建築年月日」の欄は、（イ）（ｂ）、（ｄ）又は（ｆ）を○印で囲んだ場合は記載しないで下さい。

４．「取得年月日」の欄は、所有権移転の日を記載してください。なお、（イ）（ａ）、（ｃ）又は（e）を○印で囲んだ場合は記載しないで下さい。

５．「取得の原因」の欄は、移転登記の場合のみ、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲んで下さい。

６．「区分建物の耐火性能」の欄は、区分建物について証明を申請する場合に、（１）又は（２）のうち該当するものを○印で囲んで下さい。なお、建築後使用されたことのある区分建物の場合、当該家屋の登記記録に記載された構造が、石造、れんが造、コンクリートブロック造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるときは（１）を○印で囲んでください。

７．「工事費用の総額」の欄は、（ロ）（a）を○印で囲んだ場合にのみ、租税特別措置法施行令第 42 条の 2 の 2 第 2 項第 1 号から第 7 号までに規定する工事の種別のいずれかに該当する工事の合計額を記載して下さい。

８．「売買価格」の欄は、（ロ）（a）を○印で囲んだ場合にのみ、当該家屋の取得の対価の額を記載して下さい。

※根拠条ごとの記載の必要な項目

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">租税特別措置法施行令</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr>
<tr><td>申請者住所</td><td>申請氏名</td><td>所在地</td><td>家屋番号</td><td>申請者の居住</td><td>床面積</td><td>建築年月日</td><td>取得年月日</td><td>取得の原因</td><td>区分耐火性能</td><td>工事費用の総額</td><td>売買価格</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 41 条</td><td>新築されたもの</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td rowspan="4">区分建物の場合は○</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td>建築後使用されたことのないもの</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td><td>×</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第 42 条第 1 項</td><td>特定の増改築等がされた家屋で、宅地建物取引業者から取得したもの</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>上記以外</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>×</td><td>×</td></tr>
</table>